

広報

みほ

令和2年(2020)

11

No.704

月号

Miho Public Relations



特集

令和元年度美浦村決算報告 P2~5

〈写真〉

ハロウィンの仮装で・・・
「どうだ、キマってるだろう！」
(子育て支援センターにて)

令和元年度 美浦村決算報告

「人と自然が輝くまち 美浦」をめざして 村のお金はどのように使われました

美浦村の令和元年度歳入歳出決算（一般会計・特別会計・企業会計）が、9月の村議会定例会で認定されました。すべての会計を集計した決算の総額は、歳入では112億7,760万1,961円、歳出においては107億1,505万7,988円となりました。前年度と比較して、歳入で1.9%増、歳出で1.3%の減となっています。

一般会計

歳入 62億7,571万0,032円

その他（1.8%）

ゴルフ場利用税交付金・自動車取得税交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金
・地方特例交付金・利子割交付金・交通安全対策特別交付金・環境性能割交付金
1億1,157万5,081円

地方譲与税（1.3%）
8,289万1,008円

地方消費税交付金（4.4%）
2億7,903万6,000円

県支出金（4.8%）
3億0,425万6,948円

国庫支出金（6.8%）
4億2,541万2,869円

村債（10.4%）
6億5,344万9,000円

地方交付税（18.1%）
11億3,548万4,000円

自主財源 52.4%
32億8,360万5,126円

依存財源 47.6%
29億9,210万4,906円

寄附金・諸収入等（5.6%）
3億5,036万7,563円

固定資産税（20.8%）
13億0,527万4,067円

村税（39.6%）
24億8,247万9,109円

村民税（16.5%）
10億3,692万6,942円

村たばこ税（1.4%）
8,799万4,384円

軽自動車税（0.8%）
5,228万3,716円

繰入金（4.2%）
2億6,296万1,030円

繰越金（3.0%）
1億8,779万7,424円

【一般会計歳入】

令和元年度一般会計歳入決算額は62億7,571万0,032円で、村債1億7,211万円の減、県支出金1億7,042万円の減となりましたが、江戸崎地方衛生土木組合のごみ処理場の建設事業費の負担金等の増により地方交付税1億6,398万円及び繰入金1億4,875万円それぞれ増、大谷小学校の給食室の改築及びエレベータ設置工事等による国庫支出金6,779万円の増加等により、前年度と比較して1億0,295万8,153円（1.7%）の増となりました。内訳は、村税、繰越金、繰入金、寄附金等の自主財源が32億8,360万5,126円（52.4%）、これに対して国・県支出金、地方交付税、村債、地方消費税交付金等の依存財源は29億9,210万4,906円（47.6%）となっています。村税は固定資産税や村民税の増により対前年度比2.6%、6,237万2,660円増となりました。

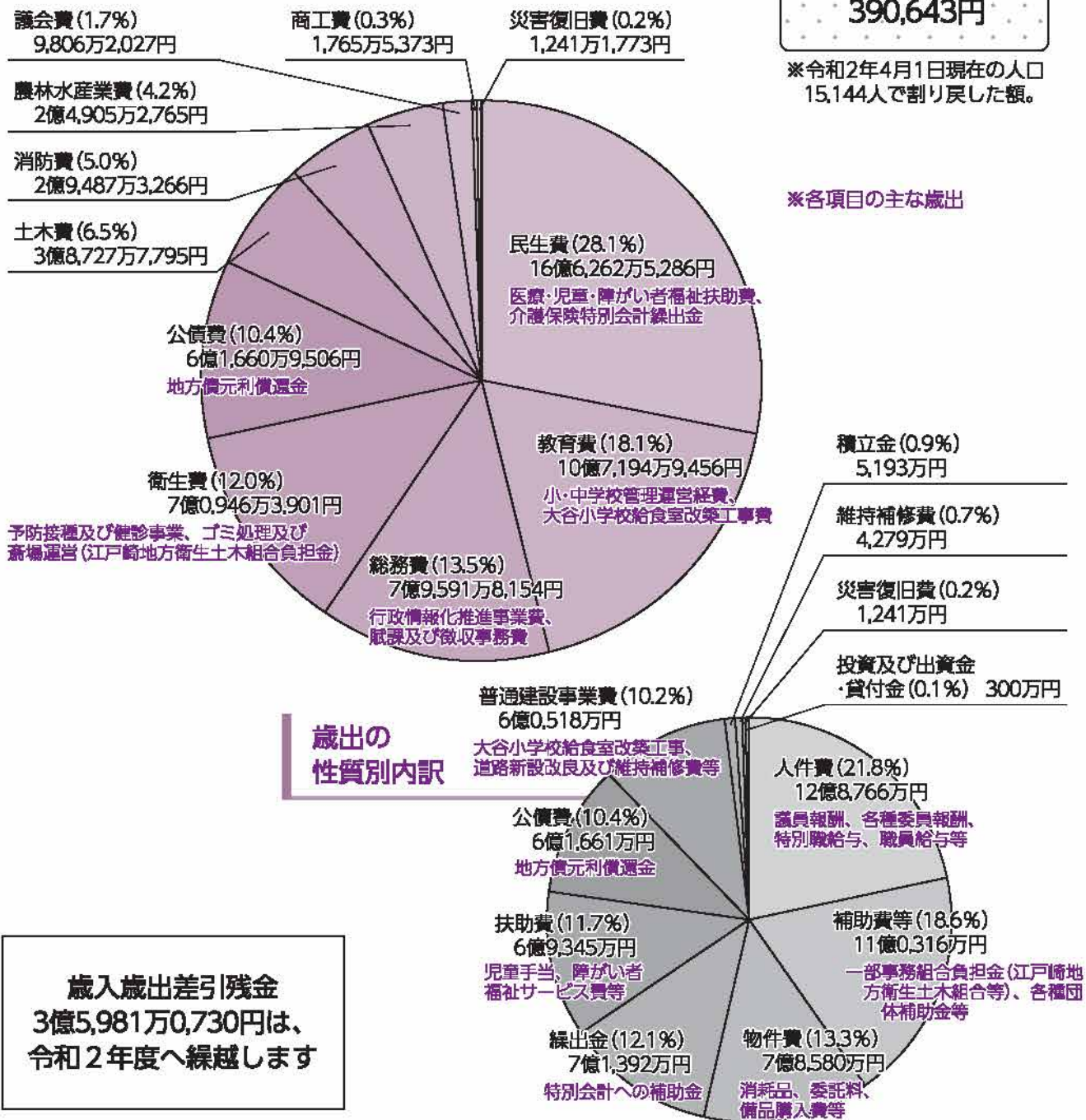
歳出 59億1,589万9,302円

村民一人当りの
歳出額

390,643円

※令和2年4月1日現在の人口
15,144人で割り戻した額。

※各項目の主な歳出



【一般會計歳出】

令和元年度一般会計歳出決算額は59億1,589万9,302円となりました。農林水産業費は、前年度に実施した強い農業づくり補助金(ミニトマトの施設整備)等の完了により2億0,726万円の減、消防費では、前年度に実施した屋外防災行政無線整備事業で災害時に多くの住民の方に情報配信を行うため屋外に同報系防災行政無線(スピーカー)を設置する工事が完了したことにより3億5,137万円減少しています。教育費では、大谷小学校の給食室の改築及びエレベータ設置工事等により2億1,263万円の増、衛生費では、江戸崎地方衛生土木組合のごみ処理場の建設事業費の負担金により1億7,346万円と大きく増加しています。前年度と比較すると歳出総額で6,905万5,153円(1.2%)の減少となりました。

特別会計

国民健康保険	歳入	18億5,921万4,795円	6,312万0,635円を 令和2年度へ繰越
	歳出	17億9,609万4,160円	
農業集落排水事業	歳入	1億5,415万1,482円	453万6,239円を 下水道事業会計へ引継
	歳出	1億4,961万5,243円	
公共下水道事業	歳入	9億2,193万7,955円	1億7,035万4,413円を 下水道事業会計へ引継
	歳出	7億5,158万3,542円	
介護保険	歳入	12億6,109万3,512円	3,246万5,314円を 令和2年度へ繰越
	歳出	12億2,862万8,198円	
後期高齢者医療	歳入	1億4,994万8,231円	111万3,955円を 令和2年度へ繰越
	歳出	1億4,883万4,276円	

【国民健康保険】歳入の主なものは、県支出金12億4,046万7,851円と国民健康保険税4億3,258万2,432円で、全体の約90%を占めます。国民健康保険税のうち、現年課税分徴収額は4億0,478万3,103円で、被保険者一人あたり10万5,029円（年間平均被保険者3,854人）です。歳出では、保険給付費12億1,705万0,611円と、国民健康保険事業費納付金4億6,759万4,620円で、全体の約94%を占めます。平成30年度の税率改定以降、一般会計からの法定外繰入を解消する等、国民健康保険財政の安定的な運営に努めています。

【農業集落排水事業】舟子、信太、安中・大須賀津地区の保守点検と運転管理を行いました。施設の老朽化により修繕料が多くなっています。また、県税の森林湖沼環境税を活用した下水道接続工事費補助金を交付しました。なお、今年度で特別会計を終了し、令和2年度から公共下水道事業と併せて、下水道事業会計として企業会計に移行しました。

【公共下水道事業】令和元年度については主に布佐地区、南原地区、郷中地区の一部について面整備管渠工事を実施しました。また、本年度も公共下水道への早期新規接続者に対し接続工事補助金を交付しました。なお、今年度で特別会計を終了し、令和2年度から農業集落排水事業と併せて、下水道事業会計として企業会計に移行しました。

【介護保険】保険料徴収額は2億6,191万1,482円（特別徴収額2億3,668万5,680円、普通徴収額2,235万9,557円、滞納繰越分286万6,245円）で、第1号被保険者数は4,578人、認定者数は652人、保険給付費は11億2,607万7,809円となっています。

【後期高齢者医療】保険料徴収額は1億1,626万0,782円（特別徴収額7,885万2,000円、普通徴収額3,620万8,500円、滞納繰越分120万0,282円）で、被保険者数（令和元年度末）は2,181人となっています。

企業会計

水道事業	収益的	収入	5億4,576万6,480円	差引 135万0,601円
		支出	5億4,441万5,879円	
	資本的	収入	196万3,800円	差引 △7,755万5,906円
		支出	7,951万9,706円	
電気事業	収益的	収入	1億0,781万5,674円	差引 5,815万6,503円
		支出	4,965万9,171円	
	資本的	収入	0円	差引 △5,080万8,511円
		支出	5,080万8,511円	

【水道事業】収益的収入支出は水を供給するための経営活動に伴う収支のことで、資本的収入支出は施設の整備・拡充等に要する支出及び償還金とその財源の収入のことで、不足額については留保資金（減価償却費など）等で補填しています。令和元年度は村内1地区（1カ所）の配水管布設管工事（36.2m）を行いました。令和元年度も新規加入促進のため加入分担金の減免措置を実施しました。

【電気事業】収益的収入は主に売電で得た収入です。当初の発電見込を121.19%上回る275万6,827 kWhを発電しました。収益的支出は主に発電所に係るメンテナンス委託料や建設費の減価償却費となっています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政指標

健全化判断比率

《実質赤字比率》一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

※15%以上で財政健全化団体、20%以上で財政再生団体。

なし

《連結実質赤字比率》全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

※20%以上で財政健全化団体、30%以上で財政再生団体。

なし

《実質公債費比率》一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率。

※18%以上で地方債を発行する際に県知事の許可が必要。25%以上で財政健全化団体、35%以上で財政再生団体。

※財政健全化団体は地方債発行で一部制限有り。財政再生団体は地方債発行で多くの制限有り。

5.8%

《将来負担比率》地方債の残高をはじめ一般会計等が将来負担すべき、現時点での実質的な負債の標準財政規模に対する比率。350%以上で財政健全化団体となります。

41.1%

公営企業会計資金不足比率

《資金不足比率》公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率。20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定しなければなりません。美浦村に資金不足額はありません。

村の預金(基金)と借金(地方債残高)の状況 《令和元年度末現在》

預金(基金の現在高) 19億9,527万円

一般会計	財政調整基金	2億3,667万円
	減債基金	8,162万円
	ふるさと基金	3,950万円
	公共公益施設整備基金	6,675万円
	地域福祉基金	1億8,925万円
	陸平基金	5,822万円
	学校施設建設基金	2億2,334万円
	地域振興基金	1,277万円
	安中地区総合開発関連公共施設整備基金	803万円
	学校教育振興基金	1,746万円
	ふるさと応援基金	4,755万円
	公共施設の屋根貸し等による太陽光発電事業基金	309万円
	森林環境譲与税基金	87万円
	土地開発基金	1億1,301万円
	収入印紙等購買基金	433万円
	計	11億0,247万円
特別会計	国民健康保険支払準備基金	5,724万円
	農業集落排水事業基金	2億3,702万円
	公共下水道事業基金	4億7,753万円
	介護給付費準備基金	1億2,101万円
	計	8億9,280万円

借金(地方債残高) 139億5,753万円

一般会計	一般公共事業債	2億6,447万円
	災害復旧事業債	915万円
	緊急防災・減災事業債	6,111万円
	全国防災事業債	1,560万円
	教育・福祉施設等整備事業債	14億5,798万円
	一般単独事業債	10億9,518万円
	財源対策債	1億7,873万円
	減税補てん債	6,916万円
	臨時財政対策債	43億9,781万円
	都道府県貸付金	6,619万円
	計	76億1,538万円
特別会計	公共下水道事業	45億5,820万円
	農業集落排水事業	3億9,080万円
	計	49億4,900万円
企業会計	水道事業	7億8,440万円
	電気事業	6億0,875万円
	計	13億9,315万円

基金残高の推移 [単位:億円]



《基金》家計でいう貯金。特定の目的のために維持、積立、運用する財産です。

《地方債》家計でいう借金。臨時突発的な出費や将来の住民も経費を分担することが公平である場合等に、村の資金調達のために負担する債務です。



村内健やか最高齢者に認定

美浦村社会福祉協議会実施事業の「村内健やか最高齢者」に沼崎喜雄さん、坪井ツネさんが認定され、10月8日に沼崎さん宅を村長と社会福祉協議会事務局長が訪れ、認定証とお祝いの品を贈りました。

現在96歳の沼崎さん。テレビで相撲を見るのが好きで、自分の事は基本自分でやるとの事。食事も自分で作り、お茶もよく飲むそうです。茶葉は静岡から取り寄せ、淹れる際は茶葉の量にもこだわりがあるとの事です。また小魚類も好きで、以前、庭で転んでも骨折しなかった位に骨が丈夫だったとか。朝昼晩よく食べる事に気を遣っていると仰っていました。

他にも庭回りの草取りや足上げ等、自分なりに気を付けて筋力をつけているそうです。
沼崎さん、坪井さん、これからも健やかにお過ごしくださいね。

むらの話題

地域の話題を
お待ちしております

■総務課・広報係

☎029-885-0340 (内) 205



藤沢調教師1500勝達成 記念碑除幕式



美浦トレーニング・センターのファントピアに、藤沢和雄調教師のJRA通算1500勝達成を記念した石碑が建立され、9月23日には多くの関係者のもと、除幕式が行われました。これまでに1500勝を達成したのは2人目という偉業で、石碑に刻まれた「一勝より一生」という言葉は、目先の一勝より馬の一生を大切に育てたいという藤沢調教師の信念だそうです。「まだ1歳、2歳の素晴らしい馬が残っているので、最後までもう少し頑張りたい。」と語っておられました。これからも美浦トレセンの顔として頑張ってください。

コロナに負けず 運動会・体育祭開催



木原小学校



安中小学校



大谷小学校



美浦中学校

9月9日に美浦中学校で体育祭、17日には各小学校で運動会が開催されました。今年は熱中症対策に加え感染症対策のため、種目数を減らす、競技内容を工夫し時間を短縮する、さらには保護者や地域の方々の参観をなしとする等、様々な制限がある中での開催となりましたが、児童・生徒たちは精一杯、競技や発表に取り組み、思い出に残る、素晴らしい秋の一日となったことでしょう。

郵便局と包括 連携協定締結



9月17日、村長室において、阿見郵便局長及び村内の各郵便局長により「美浦村と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定」の締結が行われました。

この協定はそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、協働による事業を推進することにより、地域の様々な課題に対応し、活力ある地域社会の形成・発展や未来を担う人材の育成など、地域社会を形成することを目的として締結したものです。

郵便は地域に密着した、なくてはならない生活インフラです。これまで以上にお互いが連携して、住みやすい村づくりに寄与されることが期待されます。



おめでとう 美浦所属馬 GI 制覇



第54回 スプリンターズステークス グランアレグリア号



藤沢和雄 調教師



渡部貴文 調教助手

10月4日、中山競馬場(1200m・芝コース)で行われた第54回スプリンターズステークスにおいて、美浦トレーニング・センター藤沢和雄厩舎所属のグランアレグリア号が優勝しました。

無観客競馬が続く中、多くのファンからの人気を背負って望んだ今回のレース。出足が速い馬の中でのレースとはいえ、16頭中15番手というレース展開。最終コーナーを回るまでそのままレースは進み、最後の直線に入ると、桁外れのスピードで一気にライバルたちを抜き去り、さらには差をつけ先頭でゴール。見事優勝し、3つ目となるGIタイトルを手中に収めました。

グランアレグリア号の厩務を担当する渡部貴文調教助手は、「歳を重ね落ち着いてきていて、以前と変わらずラジオをよく聞いていますよ。人の声が好きなんだと思います。今回のレースは初めての中山競馬場であり、初めてのレース当日の移動ということもあり、落ち着かない感じでした。パドック等でもうるさく、爆弾を引いているような気分でした。スタートも失敗したわけではないのですが、4コーナーを回ったところであの位置ではダメかと思いましたが、直線で一気に爆弾が爆発してくれましたよ。」と嬉しそうに語ってくれました。直線一気の完勝劇を見せてくれたグランアレグリア号の今後のますますの活躍が期待されます。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、厩舎には訪問せず電話による取材とさせていただきます。
なお、掲載している写真については、昨年の取材時に撮影させていただいたものを使用しております。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第2回

美浦村 × SDGs
(エスディー・ジーズ)

持続可能な(SUSTAINABLE)開発(DEVELOPMENT)目標(GOALS)について考えてみましょう

◆ゴール2 飢餓をゼロに



現在、世界人口の9人に1人(8億1500万人)が栄養不良に陥っており、私たちは食料の生産・共有・消費の方法を見直す時がきています。誰もが健康で生きがいを持った生活と、更に村民一人ひとりが安心・安全な生活を営んでいくために、自助・共助・公助による助け合いの体制の構築、身体・財産を守るための更なる危機管理体制の強化を充実させ、様々なリスクから私たちの暮らしを守る必要があります。

◆ゴール3 すべての人に健康と福祉を



世界では、毎年500万人超の子どもが5歳の誕生日を迎える前に命を落としています。生涯誰もが健康で生きがいを持って暮らしていけるよう、地域全体の支え合いの下、各分野が連携し、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが不安なく日常生活を送れる質の高い保健・医療・福祉の環境づくりの充実が必要です。村では互いに支え合う地域社会を目指すとともに、地域福祉体制の充実等、村社会福祉協議会と連携して進めていきます。

▶次回はゴール4「質の高い教育をみんなに」、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」を紹介する予定です。



高齢者を対象とした 無料の歯科健診を実施しています

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を12月31日（歯科医療機関の休診日を除く）まで実施しています。対象の方でまだ受診していない方は、この機会にぜひ受診しましょう。

◇**実施期間** 12月31日（木）まで（歯科診療機関の休診日は除きます）

◇**対象者** 茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度75歳、80歳、85歳を迎えた方

①昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの方（満75歳）

②昭和14年4月1日～昭和15年3月31日生まれの方（満80歳）

③昭和9年4月1日～昭和10年3月31日生まれの方（満85歳）

※対象の方には8月中旬に健診の案内を送付しています。（施設入所者等を除く）

※再発行を希望される場合は、茨城県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

◇**健診内容** 口腔内の状態を確認する検査や口腔機能の評価等（入れ歯の方も受診できます）

※受診料は無料ですが、歯科健診に引き続き治療を行う場合には別途料金がかかります。

◇**受診場所** 茨城県歯科医師会に所属のうち、実施歯科医療機関一覧に記載のある歯科医療機関

※実施歯科医療機関一覧は、健診の案内と併せて送付しておりますのでそちらをご確認ください。

◇**受診方法** 受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて予約をしてください。受診日までに受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、健康手帳、歯ブラシをお持ちになり受診してください。

◇**問合せ** 茨城県後期高齢者医療広域連合・事業課保健資格班 ☎029-309-1212

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます ～年末調整・確定申告に必要な書類です～

国民年金保険料は、その年の1月1日から12月31日までに納付した全額が、所得税及び住民税の社会保険料控除の対象となります。この控除を受けるには、年末調整や確定申告などの際に、保険料を納付したことを証明する領収証書などを添付することが義務付けられています。

このため日本年金機構では、1年間に納付した国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」というハガキを、11月上旬または2月上旬に次の方を対象に送付します。

①**11月上旬送付対象者** 令和2年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方

②**2月上旬送付対象者** 上記①以外の方で、令和2年10月1日～12月31日に国民年金保険料を納付した方

◎社会保険料控除とは…

自分自身や配偶者、その他の親族の負担すべき国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険などの社会保険料を納付（給与から天引きされた金額も該当）したときに受けられる所得控除のことです。

◎大学生の子どもや家族などの国民年金保険料を納付したときは…

配偶者やご家族が負担すべき国民年金保険料を納付したときは、その納付額をご自身分の納付額と合わせて申告することができます。ご家族あてに送られた控除証明書も添付して申告してください。

■ 控除証明書に関するお問合せは〈ねんきん加入者ダイヤル〉へ

▶ナビダイヤル ☎0570-003-004（IP電話、海外からは利用不可）

▶一般電話 ☎03-6630-2525（IP電話、海外からも利用可能）

※土曜日（第2土曜日を除く）・日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）はご利用できません。

◎**受付時間** 月曜日～金曜日・午前8時30分～午後7時 / 第2土曜日・午前9時30分～午後4時

ご注意を!

接骨院・整骨院で 国民健康保険が使えない場合があります

国民健康
保険

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116

多くの接骨院・整骨院では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担金(2～3割)を支払うことにより施術を受けることができます。しかし、施術には国民健康保険(国保)が「使えるもの」と「使えないもの」があり、国保の適用が認められなかった場合は、後から残りの費用(8～7割)が請求されることになります。接骨院・整骨院にかかる際は、正しいかかり方をご理解いただいたうえで施術を受けてください。

国保が使えるもの

- ◇外傷性が明らかな骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷
- ※骨折・脱臼については、応急処置を除き、医師の同意が必要です。



国保が使えないもの

- ◇単なる肩こり・筋肉疲労
- ◇慰安目的のマッサージ代わりの利用
- ◇症状の改善がみられない長期の施術
- ◇医療機関で治療中のもの
- ◇仕事中や通勤中のけが
- ※労災保険の対象。



施術を受ける際に気をつけることは?

▶負傷の原因を正しく伝えてください

いつ、どこで、どうして負傷したかを施術所で正しく伝えてください。外傷性の負傷でない場合や、労働災害が原因の場合は、国保は使いません。また、負傷の原因が交通事故などの第三者行為(自分以外の人の行為)によるもの場合は、国保へ届出が必要です。



▶療養費支給申請書の内容をよく確認したうえで署名してください

受領委任の方法をとる場合には、施術所で「療養費支給申請書」への署名を求められます。記載されている負傷原因、負傷名、日数、金額などが間違っていないか確認したうえで署名してください。

▶領収書は必ず受け取ってください

領収書は必ず受け取り、治療費の総額や自己負担額について、間違いがないか確認してください。



施術内容について美浦村からおたずねすることがあります

療養費支給の適正化のため、被保険者が実際に受けた施術と施術所からの請求内容が合っているか、確認させていただく場合があります。施術を受けてから3～4カ月後に、負傷原因、施術日数、施術内容などをおたずねしますので、施術の記録や領収書を保管していただき、照会がありましたら回答にご協力をお願いします。

男女がともに 輝くために

共に輝くみほの会
—美濃村女性行政推進協議会—

問合せ 企画財政課
☎029-885-0340(内)208

コロナ禍でのエンパシー

工藤美恵

日本で新型コロナウイルスの感染が確認されて既に9カ月が経ちます。

2月の後半にはドラッグストアやスーパーマーケットからマスクや消毒液が消え、デマやフェイク情報によってトイレットペーパーまで消える事態となりました。政府や自治体が「緊急事態宣言」を発令すると、県外ナンバーの車を傷付けたり、営業している店に嫌がらせの張り紙をする自衛警察、マスクをしていない人にわざわざ近づいて暴言を吐くマスク警察、お盆の時期には帰省警察なる人たちが生

まれました。

また、新型コロナウイルスの感染者や治療に当たる医療従事者、その家族への差別が伝えられています。感謝すべき医療従事者やその家を守る家族を差別するなど、私にとってはこの出来事全てがまるで怪奇現象です。決定的な治療薬がないため、不安と恐怖に心が侵されパニックに陥り、その心は、病者やその関係者を、恐怖、排除、差別の対象と見るのです。

かつて日本は、「癪予防法」なる法律で患者を強制隔離してきました。また、第二次世界大戦中、ナチスドイツが制定した「断種法」を手本とし、日本では1948年に「旧優生保護法」が制定されました。母体の安全の確保が目的ですが、人の命に優劣をつけたこの法律は、2万人以上の被害者を生んでいます。これを過去の事と葬ってしまうのは間違いです。「公共」とか「公益」の名の下に、エゴイズムや偏見、人権侵害が正当化され、人の心を蝕んでいきます。新型コロナウイルスに罹患していないのに、心がこの感染症に負けてしまっているのです。このま

までは最悪の場合、行き着くところは人類の不幸です。同じ過ちを犯してはなりません。

ネガティブな想像は、自身を恐怖に陥れるだけです。大切なのはポジティブな想像力です。こんな時、自分には何ができるか。

患者や医療従事者だけでなく、不安が募る世界中の人たちの心を励まし、癒すために、イタリア北部クレモナの病院の屋上で日本人バイオリニストの横山令奈さんのようにバイオリンを演奏することは私には出来ませんが、不確かな情報に惑わされない、エンパシー（自分がその人の立場だったらどうだろうと想像することによって誰かの感情や経験を分かち合う能力）を発揮する。

相手の心を思う、そして相手を尊重する心から豊かな想像力は生まれるのです。

11月12日〜25日

「女性に対する暴力をなくす運動」期間

一人でも悩まず相談を！



みほ文芸

正調佳穂 日和吟社 字結び「終・息」(一字以上詠み込み)

酒の臭いと疲れを乗せて揺れる吊革終電車
小さな嘆息をたてて妻に先に逝くかと独り言
母の終活手伝いながらいつか来る日を愁う秋
息を弾ませ体育祭で見事一位も親は来ず
守る田畑爺婆二人終り悟るも継手なし
いつになったら差別は終る怒るマスクのテニス戦
息をこらして庭先しやがみ虫の合唱聞き惚れる
庭の草取り一息ついて空を見上げりや鰯雲
息も絶え絶え富士山登り一夜凍えた雪の上
終わり見えないコロナ禍生きる傀儡の仲間が道しるべ
未だ終息つかないコロナ閉まるテナント淋し街
寝顔見ながら吐息を聞いて孫の可愛さ一入だ
息を殺した夫婦の時間老いて互いの寝息聞く
コロナ終息願いを込めて押す満月知らんぷり
終わり見えないコロナにや負けぬ朝のジョギング弾む息
コロナ自粛が長びき喘ぐ早い終息願う日々
終わり見えない新型コロナ命経済どう守る
世代交代当主が息子肩の荷おいて安堵時
コロナウイルス世界の傷手早く恐怖に終止符を
暑さ終わって今日からこたつ足をなげだしたらしく
十月の俳句(題 当季雑詠)
病みて知ることもありけり万年青の実
もの思ふことのありけり風白し
三叉路の落ち葉の道を選びけり
向日葵の束を抱いて車椅子
ばあばへと孫からもう赤い羽根
駒駆ける牧場餌付けの声渡る
丹精の西瓜の甘さ亡き母へ
千年杉伐られし杜や式部の実
菊なますあと一匙の母の味
雨上がり仏間を染める秋夕焼
秋風や老いの我が儘通り行く
今朝の秋輝く湖と遠筑波
庭石のえくぼに光る夏の雨
生え茂るなかに一茎吾亦紅

塚本夏雲 山崎笑子 石戸華華 井戸賀蘇道 関根秀子 増尾青蓮 小池きよし 高橋一歩 上野八千代 沼寄朋香 篠原美千代 山岸錦洋 長谷川悦子 田島草実 酒川夢花 門脇悠美 伊藤葉子 山岡亜子 小園江久美 山崎泰弘 (五十音順) 青野安佐子 石毛恵美子 市川紀行 海道民子 木澤はしめ 小林美佐恵 高柳幸子 田島早苗 中島輝子 長田敬笑 増尾尚子 松葉蝶殿 松葉よしる 松本秀子

介護保険における 住宅改修費の支給制度

■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113・132・135

介護保険では、介護認定を受けた方にとってより暮らしやすくすることを目的として、下表のいずれかの項目に該当する住宅改修について、その経費の一部を支給しています。

● 介護保険で支給対象となる住宅改修は？

介護保険において要支援認定または要介護認定を受けている方が、自立して安全に生活できる環境を整えるために行う住宅改修のうち、以下のいずれかの項目に該当するものを対象とします。



住宅改修の種類	対象とする住宅改修の詳細
段差の解消	スロープの設置、敷居の撤去、床のかさ上げ 等
洋式便器等への便器の取替え	和式便器から洋式便器へ取替え、洋式便器のかさ上げ 等
手すりの取付け	廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等への手すりの取付け
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	滑りにくい床材への変更、床材の表面の加工 等
引き戸等への扉の取替え	開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等へ取替、ドアノブの変更 等
その他、上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	手すりの取付けのための壁の下地補強、浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事 等

【対象となる方】 要支援1・2、要介護1～5の介護認定を受けた方

【支給額】 介護認定の区分に関わらず、20万円を限度に住宅改修で支払った額の9割（一定以上の所得がある方は8割または7割）相当額

● 支給の申請は必ず工事着工前に！

介護保険における住宅改修費の支給を受けるには、**工事着工前**に福祉介護課へ事前申請をする必要があります。申請をする前に着工した場合は住宅改修費支給の対象にはなりませんので、必ず工事の前に担当のケアマネジャー、または事業所所属の福祉住環境コーディネーター等に相談してください。

介護マークを配布しています

認知症の方の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくく、誤解や偏見を持たれてしまう場合があります。そこで、村では介護している方が介護中であることを周囲の方に理解していただくための「介護マーク」を配布しています。

こんなときに

- ・公衆のトイレで付き添うとき
- ・男性介護者が女性用下着を購入するとき
- ・病院で診察室に入る際、一見介助が不要に見えるのに2人で入室するとき等

■申込み・問合せ 福祉介護課 ☎029-885-0340(内)135



毎年大好評！

感染防止対策を図りながら 元気アップ教室を開催します



コロナ禍の今、健康の二次被害（基礎疾患の悪化、筋力低下、気分の落ち込み等）が懸念されています。コロナに負けず健康を維持するためには、適度に体を動かすことが必要です。元気アップ教室では、室内で隙間時間にできる体操等を実施します。楽しみながらご自分のペースで行える体操です。簡単な体操を覚えて元気なからだをつくりましょう。

【内容】健康運動指導士による運動

【日時】

コース名	実施日						時間
3コース	1	1月12日(火)	2	1月19日(火)	3	1月26日(火)	13:30~15:00
4コース	1	2月15日(月)	2	2月22日(月)	3	3月1日(月)	10:00~11:30
5コース	1	3月8日(月)	2	3月15日(月)	3	3月22日(月)	

3コースのみ
曜日・時間が
異なります

【会場】美浦村保健センター

【対象】村内在住の40歳以上の方

【定員】各コース10名(先着順)。原則、ご本人またはご家族のみ申込み受付。年間を通して、おひとり1コースのみの受講となります。また、ますます元気教室に参加した方は参加できません。

【参加費】無料

【申込】

完全予約制 3、4、5コースとも12月15日(火)~12月17日(木)に健康増進課(☎029-885-1889)にお申込みください。

- ・体を動かすきっかけになる
- ・毎年参加したい
- ・先生がすてき、楽しい！



参加者の声

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年よりも人数・日数を制限し、完全予約制とさせていただきます。
2. 循環器疾患・整形外科疾患のある方、また基礎疾患等により感染によって重症化が懸念される方は、主治医にご相談のうえお申込みください。
3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止等により中止になる可能性があります。ご了承ください。

休日当番医

診療時間：午前9時～午後4時 ※都合により当番医を変更することがあります。
お問合せ先：なるしま内科医院 ☎029-869-4820

11月	22日(日)	まづらウィメンズクリニック いなしきクリニック	阿見 稲敷	☎029-830-5151 ☎029-892-3372	12月	6日(日)	つばし耳鼻科クリニック 佐倉クリニック	阿見 稲敷	☎029-801-3387 ☎029-892-7011
	23日(月)	しんクリニック 鈴木クリニック	阿見 稲敷	☎029-875-5686 ☎029-892-3640		13日(日)	制川ファミリークリニック 江戸崎ひかりクリニック	阿見 稲敷	☎029-843-3301 ☎029-834-5777
	29日(日)	あべ整形外科 古橋医院	阿見 稲敷	☎029-875-5303 ☎0299-78-3770		20日(日)	はたかわ医院 ゆはらクリニック	美浦 稲敷	☎029-885-2358 ☎029-894-2002

12月の
乳幼児健診

4カ月
児

12月21日(月)
令和2年8月生

1歳6
カ月児

12月7日(月)
平成31年4月
～令和元年5月生

2歳児
歯科

12月8日(火)
平成30年10月～11月生

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日時が変更になる場合があります。

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報①

大金をあげる？知らない人からのメールは無視！

障がいのある女性の携帯電話に、知らない人から「1,850万円を譲る相手にあなたが選ばれました。手続きをするためお金を振り込んでください。」とメールが届き、女性はその内容を信じ込み2千円振り込んだ。その後、追加で1万円を要求されたが、手元になく「1万円を振り込まないとお金がもらえない」とお金の管理を手伝っている支援者の自分に相談してきた。(50歳代 女性)

【ひとこと助言】

携帯電話やスマートフォンを持っていると様々な迷惑メール等が送られてきます。メールの内容に従ってお金を振り込んでも大金はもらえません。知らない人からのメールは無視する等、家族や周りの人とよく話し合っておきましょう。スマートフォン等の設定で予防もできます。家族や周りの人は、変わった様子はないか等、日ごろから気を配りましょう。同様の手口に再度だまされてしまうこともあるので、何度も繰り返し注意をする必要もあります。

見守り 新鮮情報②

まだまだ多い物干しざおの移動販売トラブル

物干しざおが古くなったので、車で近所を回っていたさおだけ屋を呼び止めた。値段を聞くと「ニーキュッパ」だというので、2,980円だと思い2本注文した。業者が長さを測って切った後、59,000円を請求してきた。1本29,800円だった。切ってしまった後なので断れないと思い、仕方なく支払った。(60歳代 男性)

【ひとこと助言】

物干しざおの移動販売に関する相談が依然として寄せられています。販売価格を明確に伝えられないまま、作業後に高額な請求をされるケースが多く見られます。購入前に「1本〇〇円」と明確な販売価格を確認しましょう。領収書が渡されない、連絡がつかない等、返金交渉が困難なケースもみられます。納得できない場合はその場でお金を支払わないようにしましょう。無理やり支払いを求められた場合は、周囲の人や警察に助けを求めましょう。車のナンバーを記録しておくのもよいでしょう。契約の取り消しが可能な場合もあります。

国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎1 8 8 ※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379



美浦村子育て情報



問合せ

子育て支援センター(みほふれ愛プラザ内) ☎029-885-6511 *午前9時30分～午後6時(日曜・祝日休館)

秋の落ち葉遊び月間

子育て支援センターでは、通常の子育てひろばやイベントは行いませんが、11月中は落ち葉遊び月間として、親子で楽しめる企画を用意しています。電話予約をして、ぜひご来館ください。

落ち葉を使って簡単制作！
お持ち帰りできますよ！

レプリカの落ち葉を
使って、落ち葉遊び
をしてみよう！



遊びに来てくれたお友
だちで、秋の壁面作り
をしましょう！

11月中の子育て支援センターの利用について

▶ご利用時の密接・密集を避けるため、ご利用人数と時間を制限した上で利用していただきます

- ・利用時間は最大2時間までの電話予約制(1日1回限り、保護者は1名のみ)となります。
※2週間以内に県外に滞在した方は、子育て支援センターまでお問い合わせください。
- ・利用できる部屋…1階わくわくルーム・2階わんぱくルーム(どちらかを選んでいただきます)
- ・11月のひろば開催は中止となります。
※ぴよぴよサロンで月1回行っていた育児相談は、保健センターで実施しています。
11月の実施日は、11月19日(木)、26日(木)です。
※予約・お問い合わせは保健センター(☎029-885-1889)へご確認ください。
- ・ファミリーサポートの利用は通常通りです。
- ・室内のおもちゃ消毒と換気を定期的実施します。

子育て支援センターご利用にあたってのお願い

- ・親子ともに体調面で気になるところがある場合は利用を控えてください。
※熱が37.5度以上、咳、鼻水、のどの痛み、息苦しさ等(入館前に親子の検温をしていただきます)
- ・保護者の方は、入室時に必ずマスクの着用をお願いいたします。
- ・授乳や水分補給以外の飲食はできません。
- ・今後の感染症の状況等によってはご利用状況が急遽変更となる可能性もあります。

☐ ご不明な点や相談したい事がありましたら、お気軽に子育て支援センターへお問い合わせください。☐



子育て支援センターは、未就学児とその保護者が一緒に遊んで交流できる場です。子育て情報の提供、子育てに関する相談等を通じて子育て支援を行っています。お気軽にご利用ください。



図書室便り

■問合せ

中央公民館図書室 ☎029-885-8442

■インターネット蔵書検索

パソコン <https://www.lics-saas.nexs-service.jp/miholib/webopac/index.do>

スマートフォン <https://www.lics-saas.nexs-service.jp/miholib/spopac/index.do>



■開館時間 午前9時～午後5時（水曜日のみ午後7時まで延長）

お話し会を再開します

感染症対策をとりながら話し会を再開します。
マスクの着用、手洗い・手指の消毒にご協力お願いいたします。

開催日時 毎月第3土曜日 午前11時～
場所 中央公民館2階 和室



----- 今月のお話し会はこちら -----

2020年1月以降の4カ月児健診で

ブックスタート・パックを受け取っていない方へ

保健センターで毎月行われている4カ月児健診を受診できなかった方や、病院などで健診を受診された親子の皆さんを対象に、ブックスタート・パックをお渡ししています。ご希望の際は、母子健康手帳をお持ちの上、中央公民館図書室までお越しください。
※お子さんの4カ月児健診対象時に美浦村にお住まいで、母子健康手帳にラッコのスタンプが押されていない方が対象です。

マイナンバーカードで図書室の資料を借りることができるようになります

11月4日(水)から、中央公民館図書室ではこれまでの利用者カードに加えて、新たにマイナンバーカード(個人番号カード)でも資料を借りることができるようになります。

◎マイナンバーカードでの利用申請ができる方

- ・マイナンバーカードをお持ちの、中央公民館図書室利用登録者



※本人による手続きが必要となります。詳しくは図書室までお問い合わせください。
また、図書室ではマイナンバーカードの交付申請はできません。

12月の図書室カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7 休	8	9	10	11	12
13	14 休	15	16	17	18	19
20	21 休	22 整	23	24	25	26
27	28 休	29 休	30 休	31 休		

※月曜・祝日・毎月最終火曜日は休室

今月のお話し会



お話し会「大空の会」の皆さんによるお話し会を行います。読んでほしい本がありましたら、当日でも構いませんのでリクエストしてください。自宅の本の持ち込みも可能です。

◎日時 11月21日(土)午前11時～

◎会場 中央公民館2階 和室

ブックスタート



ブックスタートとは、地域や家族みんなで赤ちゃんが絵本と出会える環境作りを応援する運動です。健診の待ち時間に、かわいい絵本の入った「ブックスタート・パック」をお渡ししています。

◎日時 11月30日(月)午後1時～

◎会場 保健センター

◎対象 4カ月児健診を受診する親子

新着図書案内は、中央公民館・役場・みほふれ愛プラザ・こもれび森のイバライド(稲敷市)にて配布しています。



お知らせ

公共機関等の電話番号はお知らせの最終ページに掲載しています。

広報みほに広告を掲載しませんか

1 枠 2,700 円～(先着)

※ページ構成上募集がない月もあります。
詳細は村ホームページをご覧ください。
役場総務課までお問い合わせください。

納税通知書の封筒に 広告を掲載しませんか

本紙に掲載されている行事・イベント等については新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、**延期や中止**になる場合があります。開催に関する問合せは各問合せ先までお願いします。

- 令和3年度分納税通知書の送付用封筒に掲載する有料広告を募集します。
- ◆募集期限 11月25日(水)
 - ◆募集対象 事業の広告
 - ◆封入する納税通知書の種類
 - ◆固定資産税納税通知書
 - ◆村民税・県民税納税通知書

- ※軽自動車税納税通知書
- ◆発送数 約1万6000通
 - ◆規格 縦6cm×横9cm
 - ◆枠数 2枠(1事業所1枠)
 - ◆掲載場所 封筒裏面
 - ◆掲載料 1枠5万円以上
 - ◆決定方法 申込み額の高い順に上位の2事業所
 - ◆最低申込価格の5万円を下回る金額での応募は無効。
 - ◆応募方法等詳しくは村ホームページをご覧ください。

◆申込・問合せ 役場総務課

会計年度任用職員募集 【税務事務補助】

- ◆業務内容 税務事務補助
- ◆応募資格 一般事務経験がありパソコン操作可能な方
- ◆勤務場所 役場税務課
- ◆勤務日 令和3年1月18日(月)～3月31日(水)まで
- ※ただし、6月30日まで延長あり
- ◆勤務時間 午前9時30分～午後4時(一日5時間30分)
- ◆募集人数 4名程度
- ◆報酬額 時給951円から
- ◆応募方法 11月30日(月)までに役場総務課へ履歴書を提出してください。
- ◆問合せ 役場総務課

梅朝基礎落語

- 好文亭梅朝さんの落語で楽しいひと時をすごそう。
- ◆日時 12月13日(日)午後1時30分
 - ◆場所 文化財センター
 - ◆人数 20名
 - ※事前申込みが必要です。
 - ◆申込・問合せ 文化財センター

ワンポイント防災情報 19

消火器の 使い方



木造家屋の火災は、平均すると全焼にいたるまで20分程度です。一般に初期消火が可能なのは、天井に火が達するまでと言われています。これが初期消火の限界と考えて、現場に到着する消防隊に任せてください。また、周りの人に火災であることを知らせ、協力を仰ぐことも大切です。今回は、初期消火のための消火器の使い方を紹介します。

- ①消火器を使う際は、まずは火元を確認。逃げ口を背にします。
- ②消火器の上部についている安全ピンを抜きます。
- ③ノズルを手にとって、放射口を燃えている部分に向けます。
- ④バーを握って、火元に直接消火剤を放射します。

炎が天井に達したら、消火をやめて避難します。

▼消火器は、誰もが見やすく、使いやすい場所に置きましよう。また日常的に点検を行いましょう。異常が認められた、不要になった消火器の点検や処分については購入したお店または消火器メーカーにお問い合わせください。(第19回・終わり)

(広告欄)

～ 電気で結ぶ、人と人とのコミュニケーション ～

電気・給排水・設備設計施工

(株)ナカジマ

稲敷郡美浦村舟子601

☎029-885-2037 FAX029-885-1245
E-mail:naka-den@peach.p1ala.or.jp



ito construction Co.,Ltd.

株式会社 伊藤建設

美浦村大谷453-1
TEL 029-885-0239
FAX 029-885-1160
http://itou-miho.co.jp/

「次世代に誇れる仕事」

地域環境と人にやさしいモノづくりで
みなさまの暮らしに貢献いたします



秋季全国火災予防運動

その火事を
防ぐあなたに 金メダル

火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり住民一人ひとりの防火意識を高め、火災等の被害から尊い生命や財産を守るため、11月9日(月)から15日(日)までの一週間、全国一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。火災はちょっとした油断や不注意が原因で発生しています。火の取り扱い、後始末には十分注意しましょう。また、住宅用火災警報器を設置して火災から家族を守りましょう。この機会に、今一度ご家族やご近所の皆さんと防火に対する正しい知識を話し合い、いざという時のために、共に助け合える街づくりを目指しましょう。

◇問合せ いなほ消防署 ☎029-892-0119

茨城県最低賃金改正

茨城県最低賃金は、令和2年10月1日(木)から「時間額851円」に改正されました。

年齢やパート、学生アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、県内で働く全ての労働者に適用されます。詳しくは、茨城労働局賃金室、または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

◇問合せ 茨城労働局賃金室 ☎029-224-6216

◎最低賃金引上げに向けた事業者への支援として、左記①～③の相談窓口や助成金を利用できます。

①ワン・ストップ無料相談窓口 茨城働き方改革推進支援センター ☎0120-971-728

②業務改善助成金 右記茨城働き方改革推進支援センター、または茨城労働局雇用環境・均等室 ☎029-277-8294
③キャリアアップ助成金 茨城労働局職業対策課 ☎029-224-6219

美浦村管内土地改良区等合同事務所職員募集

◇応募資格 次の条件をいずれも満たす方
・年齢…40歳位までの方
・村内に住所を有する方

※可能であれば複式簿記経験者(要PC操作)

◇募集人数 1名

◇賃金 美浦村管内土地改良区等合同事務所規定による

◇勤務内容 土地改良関係事務

◇勤務時間 午前8時30分～午後5時

◇応募方法 令和3年1月29日(金)までに美浦村管内土地改良区等合同事務所へ履歴書を提出してください。

◇問合せ 美浦村管内土地改良区等合同事務所(安中地区多目的研修集会施設内) ☎029-886-0130

常陽銀行無料年金相談

常陽銀行委嘱の社会保険労務士が無料で相談に応じます。

◇開催日 11月24日(火)午前10時～午後3時※要予約

◇会場 常陽銀行美浦支店

◇予約・問合せ 常陽銀行美浦支店 ☎029-885-2915

いばらきアミエちゃん登録事業者給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む事業者

の方に給付金を交付します。

◇対象事業者

・美浦村において、令和2年1月1日以前より事業所を営んでいること。

・いばらきアミエちゃんに登録することにより新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組を行っている中小企業者等事業所。

・主に不特定の者が出入りする施設であって、施設内で密(一定の場所に一定時間滞留、不特定多数の者が密集)になりやすい施設。

※対象となる業種には制限があります。

◇給付金額 1事業者一律10万円

※1事業者1回限り。

※給付金の交付は予算がなくなり次第終了となります。

▼予算額1000万円

◇受付期間 11月2日(月)～令和3年1月29日(金)必着

◇申請方法 役場経済課に原則郵送にて提出

◇申請書類や必要書類等、詳しくは、村ホームページをご覧ください。役場経済課まで直接お問い合わせください。

◇問合せ 役場経済課

(広告欄)

相続・土地・農地・建設業許可・経営事項審査の手続き代行します!



行政書士 桑名宏 事務所

美浦村木原2956
TEL 029-885-0316

◎草刈りのご用命は トーヨークリーンへ!
(耕作放棄地・空き地・宅地等の草刈、伐採)

東洋開発(株)グループ 太陽光発電所草刈清掃管理会社
トーヨークリーン産業(株) 代表 小泉池延

美浦村信太2627-1 (ファミリーマートトレセン前店裏)
☎029-886-9991

つるかご作り体験

くすのツルでかごを編みます。ぜひご参加ください。

◇日時 12月4日(金)午前10時～正午

◇場所 文化財センター

◇定員 6名

※事前申込みが必要です。

◇体験料 500円

◇申込・問合せ 文化財センター

マイナンバーカードの 休日申請補助「予約制」

休日にマイナンバーカードの発行を希望する方を対象に、写真撮影(無料)を行い、申請のお手伝いをします。

◇予約方法 平日午後5時までに電話または役場住民課窓口で予約してください。

◇実施日時 11月8日(日)、12月13日(日)午前8時30分～午後0時30分

◇実施場所 役場住民課窓口

◇申請に必要なもの

・本人確認書類
運転免許証等の顔写真付きの公的身分証明書、健康保険証、年金手帳等の身分証

明書を組み合わせる2点

*顔写真付きの公的身分証明書1点でも申請は行えますが、通知カードの返納がない場合、受取方法は住民課窓口のみとなります。

◇通知カード(※)

・住民基本台帳カード(※)

※お持ちの方のみ

◇問合せ 役場住民課

マイナンバーカード の休日交付「予約制」

休日にマイナンバーカードの受け取りができますので、予約の上ご来庁ください。

なお、個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書に記載の受取期日が過ぎてもマイナンバーカードを受け取れますので、廃棄せずにご持参ください。

◇予約方法 平日午後5時までに電話または役場住民課窓口で予約してください。

◇実施日時 11月8日(日)、12月13日(日)午前8時30分～午後0時30分

◇実施場所 役場住民課窓口

◇受取に必要なもの

・個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書

(はがき)

・本人確認書類
・通知カード(※)

・住民基本台帳カード(※)

※お持ちの方のみ

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

◇対象者 次のすべてに該当する方

①国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者

②勤務先から給与等の支払いを受けている被用者

③新型コロナウイルス感染症(または疑い)による療養のため、就労できない期間が4日以上あった方

④就労予定だった日の給与の全部または一部の支給を受けられなかった方

◇対象日数 療養のために就労できなくなった日から起算して3日を経過した日から、就労できない期間のうち就労予定であった日数

◇支給額 (直近の継続3カ月間の給与収入合計÷就労日数)×2/3×対象日数

※上限あり
◇適用期間 令和2年1月1

日から12月31日

◇申請・問合せ 国保年金課

美浦村の文化財も 展示中

県立歴史館で開催中の特別展「Jomon Period―縄文の美と技、成熟する社会―」に陸平貝塚の土器と大谷貝塚出土のサメの歯で作られた装飾品が展示されています。

◇会期 11月29日(日)まで

◇問合せ 県立歴史館(水戸市緑町2-1-15) ☎0291225-4425

浄化槽をお使いの 皆さまへ

茨城県からのお知らせ
浄化槽の設置者(管理者)は、浄化槽法11条の規定により、年1回の水質検査(法定検査)が義務付けられています。

県では法定検査を実施していない方へ、11月から順次受検の案内文を送付させていただきます。案内文が届きました際は、同封の「浄化槽法定検査申込書」により速やかに受検の申し込みを行ってください。

国勢調査へご回答ありがとうございました



ご回答いただいた調査票は、現在国において厳正な管理のもと集計中です。令和3年6月には全国および市区町村別人口総数の速報結果が公表されます。



総務省統計局・企画財政課

◇法定検査申込先 公益社団法人茨城県水質保全協会
検査 ☎029-129114
004
◇問合せ 茨城県生活環境部
環境対策課 ☎029-130112966、茨城県南
県民センター環境・保安課
☎029-822-7386

美浦村成人式典を 開催します

村では、今年度20歳を迎えられる方を対象に、新成人の門出を祝う「成人式典」を開催します。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、内容に変更が生じる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

◇開催日時 令和3年1月10日(日)午前10時30分から

※午前9時30分より受付開始

◇会場 中央公民館大ホール

◇新成人の対象者 平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、次のいずれかに該当する方

▼美浦村に住民登録のある方
▼村内の小・中学校を卒業された方

〔案内状の送付〕

令和2年11月1日現在で村内に在住されている対象者には、11月中旬に案内状を送付します。

令和2年11月1日以降で美浦村に転入された方、または村内の小・中学校を卒業されている方も令和2年11月1日現在

在で村外に転出されている方には案内状が届きません。

新成人の対象であつて、案内状が届かない方については、村教育委員会生涯学習課まで電話またはFAXで①住所、②氏名、③生年月日、④卒業小・中学校名をご連絡ください。随時、案内状を送付します。

また、案内状がない場合でも、当日の受付により成人式典にご出席いただけます。

◇問合せ 村教育委員会生涯学習課(中央公民館内) ☎029-885-4451、FAX: 029-885-7015

県立盲学校地域巡回 回教育相談会

視覚に障害のある方の、見えにくさを補うための補助具(レンズや拡大読書器など)を展示したり、相談会を行ったりしています。小さなお子様や保護者の方だけでなく、成人の方や関係機関からの参加もお受けしています。

入学を前提としない相談会ですので、お気軽にご参加ください。相談は無料です。

※コロナウイルス感染予防のため予約制となっております。事前に予約してからお越しください。

◇日時 12月24日(木)午前11時～午後3時

◇場所 県南県民センター第1分庁舎3階第1会議室・土浦市真鍋5丁目17番26号
◇申込み・問合せ 茨城県立盲学校視覚障害教育支援センター ☎029-221-3388、メール: shiki@ibarak-shiboken.jp

犯罪被害者週間

11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です

誰もが突然、事件や事故などにあう可能性があります。

被害にあわれた際は相談窓口や最寄りの警察署にご相談ください。被害にあわれた方やそのご家族が回復するためには、周囲の方のご理解とあたたかな支援が必要です。皆さまのご協力をお願いします。

◇連絡先 茨城県稲敷警察署 ☎029-893-0110、茨城県警察性犯罪被害相談「勇気の電話」☎#81

03または029-301-0278

霞ヶ浦流域の小規模事業所に係る規制強化

県民の貴重な水源である霞ヶ浦の水をきれいにするため、県などでは生活排水対策などさまざまな取り組みを進めてきましたが、近年は水質改善があまり進まず、その指標であるCOD※も横ばい傾向にあります。

そこで、県では、茨城県霞ヶ浦水質保全条例などの一部を改正し、令和3年4月1日から排水規制を強化します。

霞ヶ浦流域で事業を営む皆さんに、排水処理を徹底していただくことにより、霞ヶ浦のさらなる水質改善を目指します。きれいな霞ヶ浦を私たちの力で取り戻しましょう。

*美浦村は全域が霞ヶ浦流域のため、美浦村に所在する全ての小規模事業所が対象となります。

排水の水質基準を 守りましょう

平成19年から、霞ヶ浦流域

の飲食店やコンビニなど全ての事業所が守るべきBOD※²や窒素、リンなどの排水基準が、茨城県霞ヶ浦水質保全条例により定められています。

※²河川の汚濁の程度を表す数値

令和3年4月1日から命令違反には罰則が適用されます。これからは、排水基準を超過した場合、勧告などで規制してきましたが、令和3年4月1日からは、改善命令や排水一時停止命令が発出され、命令に従わなかった場合は罰則が適用されます。

改善対策をしたい事業者への支援を行っています

◎茨城県環境保全施設資金助成制度

排水処理施設の整備などに対しては、融資制度があります。また、利子相当額を補給(実質無利子の融資)する制度もありますので、ぜひご利用してください。

規制強化についてまとめられたリーフレットが県のホームページに掲載されており、すでにご覧ください。

◇問合せ 役場生活安全課

麻薬・覚醒剤乱用 防止運動

10月1日～11月30日は「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」実施期間です。

麻薬・覚醒剤・大麻・シンナー・危険ドラッグ等の薬物乱用は、乱用者の健康上の問題にとどまらず、各種の犯罪の誘因などの危害をもたらします。薬物の恐ろしさを正しく認識して薬物乱用を根絶しましょう。

◇問合せ 茨城県竜ヶ崎保健所衛生課 ☎0297-16212163

11月は児童虐待防止 推進月間です

児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しており、その内容も専門的な援助を必要とするケースが増えています。特に子どもの生命が奪われる等重大な事件も跡を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子ども

の自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」とし、児童虐待に対する問題への社会的関心の喚起を図るため、全国で広報・啓発活動を実施しています。

◇児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちばやく)

※24時間受付、通話料無料。

▼「189」(いちばやく)の3桁の番号に電話をかけると、管轄する児童相談所につながります。(一部のIP電話からは繋がりません。)

善意

〔社会福祉協議会へ〕

○江戸崎地方衛生士木組合様 使用済み切手

○清原幹雄様 介護用品

○匿名4件 玄米30kg×11袋、紙おむつ

〔善行銀行へ〕

○清原幹雄様 3万円

■ありがとうございました。



自衛官等募集案内

●陸上自衛隊 高等工科学校生徒



受験資格	推薦	17歳未満の男子で中卒または中等教育学校の前期課程修了(見込含)のうち成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦する方
	一般	17歳未満の男子で中卒または中等教育学校の前期課程修了(見込含)の方
受付	推薦	11月1日(日)～30日(月) ※締切日必着
	一般	11月1日(日)～令和3年1月6日(水) ※締切日必着
試験期日	推薦	令和3年1月10日(日)または11日(月) *いずれか1日を指定されます。
	一般	第1次試験：令和3年1月23日(土) 第2次試験：令和3年2月4日(木)～7日(日) *いずれか1日を指定されます。

●自衛官候補生

受験資格	18歳以上33歳未満の方
受付	年間を通じて募集しています



上記以外にも各種の募集があります。詳細については下記の事務所までお問合せください。

■問合せ 自衛隊茨城地方協力本部 龍ヶ崎地域事務所 (龍ヶ崎市寺後 3629-5)

☎0297-64-3351 E-mail hql-ibaraki@pco.mod.go.jp

*自衛隊茨城地方協力本部ホームページにも募集情報を掲載しています。

URL <http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/>

公共機関等お問合せ一覧

美浦村役場	☎029-885-0340
みほふれ愛プラザ	☎029-885-6511
子育て支援センター	同上プラザ内
中央公民館	☎029-885-4451
中央公民館図書室	☎029-885-8442
文化財センター	☎029-886-0291
光と風の丘公園	☎029-885-6711
保健センター	☎029-885-1889
美浦水処理センター	☎029-885-0720
大谷時計台児童館	☎029-885-0597
木原城山児童館	☎029-885-1064
大谷保育所	☎029-885-1549
木原保育所	☎029-885-4488
社会福祉協議会	☎029-885-0038
デイサービスセンター	☎029-885-8885
老人福祉センター	☎029-885-7080
シルバー人材センター	☎029-886-0007
消費生活センター	☎029-885-7141
美浦村商工会	☎029-885-2250

防災行政無線の放送内容の 自動電話案内サービス

放送内容が聞き取りにくかった場合、音声で放送内容を確認できます。

☎ 029-885-0010

美浦村防災メール

災害等に関する緊急情報等をメールで受け取ることができます。ホームページか、右のQRコードから登録できます。



11月の納税

納期限は11月30日(月)です。

国民健康保険税	(5期)
介護保険料	(5期)
後期高齢者医療保険料	(5期)

各種相談

弁護士による 法律相談	日時 12月23日(水)午後1時30分～4時 ※12月1日(火)午前8時30分より申込受付。
心配ごと 相談	日時 12月7日(月)、21日(月) 午後1時～3時 ※今年度より予約制となりました。予約は随時受付。
美浦村社会福祉 協議会主催	申込 社会福祉協議会 ☎029-885-0038 会場 老人福祉センター ☎029-885-7080
教育相談	学校生活、子育てなどで悩みがあるときはご相談ください。 ▶電話相談・来所相談・訪問相談 開所時間 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時 相談・予約 光と風の丘公園クラブハウス内 ☎・☎ 029-885-7788
行政相談 (予約不要)	国の仕事のことなどで困ったときはご相談ください。 日時 11月27日(金)午前10時～正午 会場 役場1階住民相談室
障がい者 相談 (予約不要)	身体・知的障がい者やご家族の悩み事等何でもご相談に応じます。 日時 11月16日(月)・12月21日(月) 午後1時～3時 会場 みほふれ愛プラザ
個別健康 サポート相談 (要予約)	健康づくりについてお気軽にご相談ください。 日時 12月2日(水)午前9時30分～ ※一人1時間程度 申込・会場 保健センター ☎029-885-1889

平日、住民課窓口に来られない方へ

◎住民課窓口時間延長

毎月第2・第4水曜日の午後5時15分～7時に実施します。

- ・11月・12月の実施日 11月11日・25日、12月9日・23日
- ・取扱業務 各種証明書の発行、印鑑登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり、マイナンバー(個人番号)カードの交付、電子証明書の更新

※転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いできません。

◎住民票の写し・印鑑登録証明書の休日交付(電話予約)

事前に平日・午前8時30分～午後5時までに電話予約をいただく、土・日・祝日に証明書を受け取ることができます。

※ご予約の際は証明書を受け取りにくる方がお電話ください。

◇問合せ 役場住民課



美浦村メガソーラー発電量

9月の発電量 290,525 kWh 累計(今年度) 1,630,694 kWh

(広告欄)

不動産 売買・賃貸・管理

すずなり

(株)鈴生ハウジング ☎ 0120-691-609

美浦村金融団



常陽銀行 美浦支店



筑波銀行 美浦支店



～ペットと幸せに暮らすために～

ペットの飼い主は責任をもって飼いましょう！

ペットは大事な家族の一員であるとともに、お住まいの地域社会においても愛される存在でいることが、ペットにとっても大切なことです。ペットの習性や年齢、大きさ等その特徴に適した飼育環境を損なわずに、ご近所の方や訪問者等に配慮した飼い方をしましょう。ここでは、ペットとして身近な存在の犬と猫について、飼育のルールとマナーをご紹介します。



犬のルールとマナー

- ◆ペットの犬がどういう性格でどういう行動をするかは飼い主にしかわかりません。放し飼いでいると、飼い主以外の人は恐怖を覚えたり犬が苦手な人もいます。犬を放し飼いにしないようにしましょう。
- ◆お住まいの自治体に登録をして、法令に基づく年1回の狂犬病予防注射を受けましょう。
- ◆散歩の際には、犬を丈夫な紐やリード等でつなぐ、スマートフォンを見ながら散歩をしない等、常に飼い主の手で動きをコントロールできるようにして、周囲や飼い犬の安全に配慮しましょう。
- ◆環境の悪化を防ぐため、犬のフンは飼い主が必ず処理しましょう。散歩時の犬のフンは、周囲に迷惑をかけないように飼い主が必ず持ち帰りましょう。
- ◆きちんとしつけたり手入れをし、鳴き声やにおい等でご近所に迷惑をかけないようにしましょう。
- ◆かみつきの事故を起こしてしまった犬には、狂犬病予防法に基づき、狂犬病の検査を受ける義務が発生しますので、飼い主は飼い犬を速やかに動物病院に連れて行っていただき、検診を受けてください。なお、かみつきの事故が起こった場合には届け出が必要です。茨城県動物指導センターに連絡をしてください。



猫のルールとマナー

- ◇動物が嫌いな人やアレルギーで近寄れない人がいることを認識しておきましょう。
- ◇猫は室内飼育等目の届くところでの飼育が基本です。猫を屋外に出すと、飼い主にはその行動はわかりません。いたずらやフン等でご近所に迷惑をかけたり、交通事故やなわばり争いによる怪我、感染症を移されることもあります。
- ◇安易な気持ちで無責任な餌付けをしないようにしましょう。餌を与えることはその猫の生活環境に影響を与えることになり、子どもを産んでまた不幸な猫を作る原因となります。猫に餌を与えるときは、その猫が自分の猫であることを自覚して、最後まで飼育する覚悟をしてください。

ペットに関する法令やマナーを遵守し、飼い主にとってもペットにとっても快適な生活ができるように心がけましょう。
ご不明な点については下記問い合わせ先、もしくはかかりつけの獣医師さんにお問合せください。



▶ 問合せ

役場生活安全課 ☎029-885-0340 (内) 214・215
茨城県動物指導センター ☎0296-72-1200

HASHIMOTO 各種産業用ねじりブラシ専門製造
株式会社 橋本ブラシ製作所

〒300-0425
茨城県稲敷郡美浦村岡津1133-6
TEL:029-885-5125 FAX:029-885-7738
E-mail:info@hsmt-brush.co.jp URL: http://www.hsmt-brush.co.jp

思いやりある、お葬式を——

セレモニー博善

家族葬会館 霞風
美浦セレモニーホール

☎029-885-3085 美浦村受領 875-1
国道125号線沿い中央病院そば

セレモニー博善 検索

(広告欄) 広告に関する一切の責任は各広告主に帰属し、村がその内容について推奨等をするものではありません。